

桜ヶ丘ミュージアム美術資料収集委員会設置要綱

(目 的)

第1条 豊川市桜ヶ丘ミュージアムにおいて、収集する美術資料の選定及び評価を適正に行うため桜ヶ丘ミュージアム美術資料収集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委 員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 桜ヶ丘ミュージアム協議会の代表者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、市民部文化振興課において行う。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 17 日から施行する。

豊川市桜ヶ丘ミュージアム美術資料収集基本方針

豊川市桜ヶ丘ミュージアムは、豊川市の美術・芸術の拠点施設として、特別展や講座等の事業を行うことにより、市民の美術・芸術に対する意識の高揚や活動の活発化に寄与することを目的としています。ここにおいて、美術資料の収集とその活用は欠くことのできない重要なものです。

また、地域に縁のある作家の作品を収集することは、その作品の散逸を防ぐとともに作家の育成にも貢献することとなります。

よって、美術資料の収集基本方針として、次のように定めます。

- 1 郷土に縁のある作家の作品
- 2 郷土に関わりのある作品
- 3 近、現代の美術を俯瞰できる作品
- 4 市民の文化教養に寄与することができる作品及び資料
- 5 上記の作家・作品を理解するうえで参考になる作品及び資料

附 則

この方針は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。